

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第１編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附 則 附則（令和８年５月１８日 原規規発第 2605181 号） （施行期日） 第 1 条 <u>この規定は、令和８年５月２８日から施行する。</u> ２．第 4 2 条の 2 の表 4 2 の 2－1 における固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 ３．添付 1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和 8 年 3 月 2 3 日 原規規発第 2603231 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第 3 条及び第 3 8 条の 2 については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和 8 年 2 月 2 4 日 原規規発第 2602241 号） （施行期日） 第 1 条 <u>２．第 4 条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u> ３．第 9 条，第 1 1 条，第 1 8 条，第 2 0 条，第 2 1 条，第 2 2 条，第 2 3 条，第 2 4 条，第 2 5 条，第 2 6 条，第 2 6 条の 2，第 2 7 条，第 2 8 条，第 2 9 条，第 3 0 条，第 3 1 条，第 3 2 条，第 3 3 条，第 8 1 条及び第 8 2 条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和 7 年 1 2 月 8 日 原規規発第 2512082 号） （施行期日） 第 1 条 ２．添付 2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （中略）	附 則 <u>附則（</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 1 0 日以内に施行する。</u> <u>２．添付 1（管理区域図）の全体図並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図，入退域管理棟及び視察者用入退域管理施設・装備品倉庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和 8 年 5 月 1 8 日 原規規発第 2605181 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第 4 2 条の 2 の表 4 2 の 2－1 における固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 ３．添付 1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和 8 年 3 月 2 3 日 原規規発第 2603231 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第 3 条及び第 3 8 条の 2 については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和 8 年 2 月 2 4 日 原規規発第 2602241 号） （施行期日） 第 1 条 ３．第 9 条，第 1 1 条，第 1 8 条，第 2 0 条，第 2 1 条，第 2 2 条，第 2 3 条，第 2 4 条，第 2 5 条，第 2 6 条，第 2 6 条の 2，第 2 7 条，第 2 8 条，第 2 9 条，第 3 0 条，第 3 1 条，第 3 2 条，第 3 3 条，第 8 1 条及び第 8 2 条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和 7 年 1 2 月 8 日 原規規発第 2512082 号） （施行期日） 第 1 条 ２．添付 2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （中略）	視察者用入退域管理施設の設置に伴う変更 配電・電路グループの組織変更完了に伴う記載削除 （令和 8 年 7 月 1 日組織変更）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附則（令和２年８月３日 原規規発第 2008037 号） （施行期日） 第 1 条 2．添付 1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟，添付 2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 <u>附則（令和２年５月２７日 原規規発第 2005271 号） （施行期日） 第 1 条 2．第 5 条，第 4 0 条及び第 4 2 条の 2 については，大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</u> <u>3．添付 1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</u> 附則（平成２８年１２月２７日 原規規発第 1612276 号） （施行期日） 第 1 条 2．第 4 0 条の 2 における水位の監視については，水位計の設置が完了した貯留設備から順次適用する。 （中略）	附則（令和２年８月３日 原規規発第 2008037 号） （施行期日） 第 1 条 2．添付 1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟，添付 2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 附則（平成２８年１２月２７日 原規規発第 1612276 号） （施行期日） 第 1 条 2．第 4 0 条の 2 における水位の監視については，水位計の設置が完了した貯留設備から順次適用する。 （中略）	大型廃棄物保管庫の運用開始に伴う記載削除 （令和８年 7 月 2 2 日建屋換気設備の運用開始及び管理区域への区域区分変更実施）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (中略)	添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (中略)	視察者用入退城管理施設の設置に伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (以下、省略)	添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (以下、省略)	視察者用入退域管理施設の設置に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第２編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附 則 附則（令和８年５月１８日 原規規発第 2605181 号） （施行期日） 第 1 条 <u>この規定は、令和８年５月２８日から施行する。</u> ２．第 8 9 条の表 8 9－１における固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 ３．添付 1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和 8 年 3 月 2 3 日 原規規発第 2603231 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第 8 7 条の 2 については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用する。 附則（令和 8 年 2 月 2 4 日 原規規発第 2602241 号） （施行期日） 第 1 条 <u>２．第 4 条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u> ３．第 9 条，第 1 1 条，第 5 5 条，第 7 2 条，第 7 3 条，第 7 4 条，第 7 5 条，第 1 1 8 条，第 1 2 0 条及び第 1 2 1 条については、原子力規制委員会の認可を受けた後，東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。 附則（令和 7 年 1 2 月 8 日 原規規発第 2512082 号） （施行期日） 第 1 条 ２．添付 2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 （中略）	附 則 <u>附則（</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条</u> <u>この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 1 0 日以内に施行する。</u> <u>２．添付 1（管理区域図）の全体図並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図，入退域管理棟及び視察者用入退域管理施設・装備品倉庫の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和 8 年 5 月 1 8 日 原規規発第 2605181 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第 8 9 条の表 8 9－１における固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については，固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。 ３．添付 1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 附則（令和 8 年 3 月 2 3 日 原規規発第 2603231 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第 8 7 条の 2 については，非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用する。 附則（令和 8 年 2 月 2 4 日 原規規発第 2602241 号） （施行期日） 第 1 条 ３．第 9 条，第 1 1 条，第 5 5 条，第 7 2 条，第 7 3 条，第 7 4 条，第 7 5 条，第 1 1 8 条，第 1 2 0 条及び第 1 2 1 条については，原子力規制委員会の認可を受けた後，東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。 附則（令和 7 年 1 2 月 8 日 原規規発第 2512082 号） （施行期日） 第 1 条 ２．添付 2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 （中略）	視察者用入退域管理施設の設置に伴う変更 配電・電路グループの組織変更完了に伴う記載削除 （令和 8 年 7 月 1 日組織変更）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 2．添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟，添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 <u>附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>2．第5条については，大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</u> <u>3．添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</u> （中略）	附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号） （施行期日） 第1条 2．添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟，添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 （中略）	大型廃棄物保管庫の運用開始に伴う記載削除 （令和8年7月22日建屋換気設備の運用開始及び管理区域への区域区分変更実施）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (中略)	添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (中略)	視察者用入退城管理施設の設置に伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (以下、省略)	添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (以下、省略)	視察者用入退域管理施設の設置に伴う変更